

令和 3 年 12 月
国際・調査部

日米及びアジアの政府系金融機関による 新型コロナウイルス（COVID-19）への対応等について

要旨

1. 住宅金融支援機構（JHF¹）は、米国政府抵当金庫（ジニーメイ²）と 2014 年 1 月に覚書を締結した。また、JHF は、2014 年に設立されたアジア証券化機関連合（ASMMA³）に加盟しており、加盟機関等の多くと覚書を締結している⁴。
2. ジニーメイとは、2021 年 6 月に第 3 回日米住宅金融円卓会議をオンライン形式で実施し、日米の新型コロナウイルス（COVID-19）対応等について、情報共有・意見交換を行った。また、2020 年 12 月 11 日、ASMMA の WEB 会議で、各機関の COVID-19 への対応について、情報共有・意見交換を行った。
3. アメリカは、世界最多の感染者数・死亡者数を出しており、特に 2020 年春先は失業率が 15%近くに達するなど、経済に大きな打撃を受けた。しかし、その後は V 字回復し、2021 年に入ってからワクチン接種の進展により経済活動が本格的に再開する中、住宅市場も活況を呈している。2020 年の危機的な状況の中でも、利用実績は少なかったものの、政府系金融機関がセーフティーネットを提供したことで、リーマン・ショック時のような金融危機に陥ることを回避できた。また、日米欧ともに中央銀行は、リーマン・ショック時と比較しても迅速に流動性を供給した。
4. アジア諸国の COVID-19 の感染状況は国により差はあるが、総じて欧米と比較すると感染者、死亡者ともに少ない。しかし、感染防止のために、外出規制等の厳しい措置を講じている国が多い。また、多くの機関において、返済困難者対策等の措置を講じているが、COVID-19 の感染状況の差もあり、対応の程度には温度差がある。
5. いずれにしても、日本では当面、COVID-19 の状況は落ち着いてきたが、住宅も含め、ポスト COVID-19 に向けた社会のあり様が大きく変貌する可能性があり、各国の動きについては引き続き注視していきたい。

¹ Japan Housing Finance Agency

² Ginnie Mae: Government National Mortgage Association

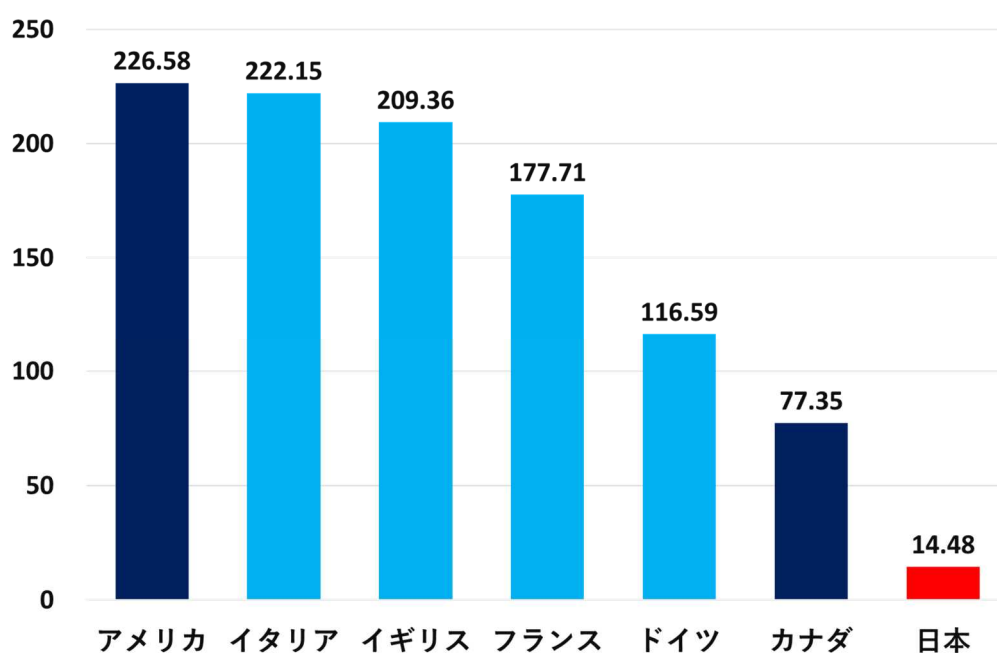
³ Asian Secondary Mortgage Market Association : 2020 年 12 月時点の加盟国は、日本、マレーシア、カザフスタン、韓国、モンゴル、フィリピン、パキスタン、インドネシア、タイ。タイは組織改革で政府系証券化機関が別の政府系金融機関に統合された直後で、今次会合には参加していない。また、ASMMA の会員ではないが、香港の政府系証券化機関が参加した。過去、ミャンマー、キルギスが会合においてオブザーバーとして参加している。

⁴ ASMMA 関連の覚書締結先は、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、モンゴル、カザフスタン、キルギス、ミャンマー（2021 年 12 月時点）。

1. 世界の感染状況等

世界保健機関（WHO）によれば、2021 年 11 月 10 日現在、世界の COVID-19 の感染者数は 250,715,502 人、死亡者数は 5,062,106 人となっている。このうち、アメリカの感染者数が 46,328,923 人、死亡者数が 749,976 人と、それぞれ世界全体の 18.5%、14.8% を占め、最多となっている。日本は感染者数が 1,724,514 人、死亡者数が 18,316 人と、人口が約 2.5 倍のアメリカと比較すると、桁違いに少なく、特に人口当たりの死亡者数で見ると、G7 諸国の中では突出して少ない【図表 1】。

図表 1 G7 諸国における人口 10 万人当たりの COVID-19 による死亡者数（人）

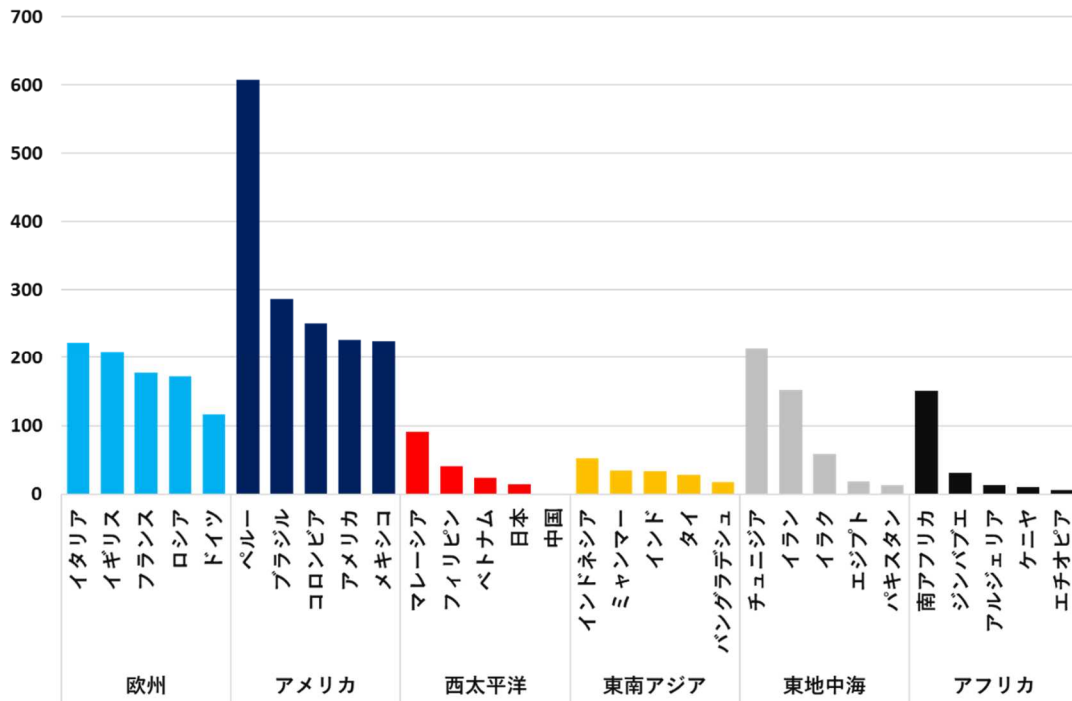


（資料）WHO COVID-19 Dashboard. Geneva: World Health Organization, 2020. Available online: <https://covid19.who.int/> (last cited: [2021/11/10]).

日本の COVID-19 による人口当たりの死亡者数は先進国の中では少ないが、欧米諸国と比較して人的被害が相対的に軽微なのは日本に限った話ではなく、アジア諸国は総じてヨーロッパ、北米、中南米、中東、アフリカの諸国と比較して人口当たりの死亡者数は少ない【図表 2】。

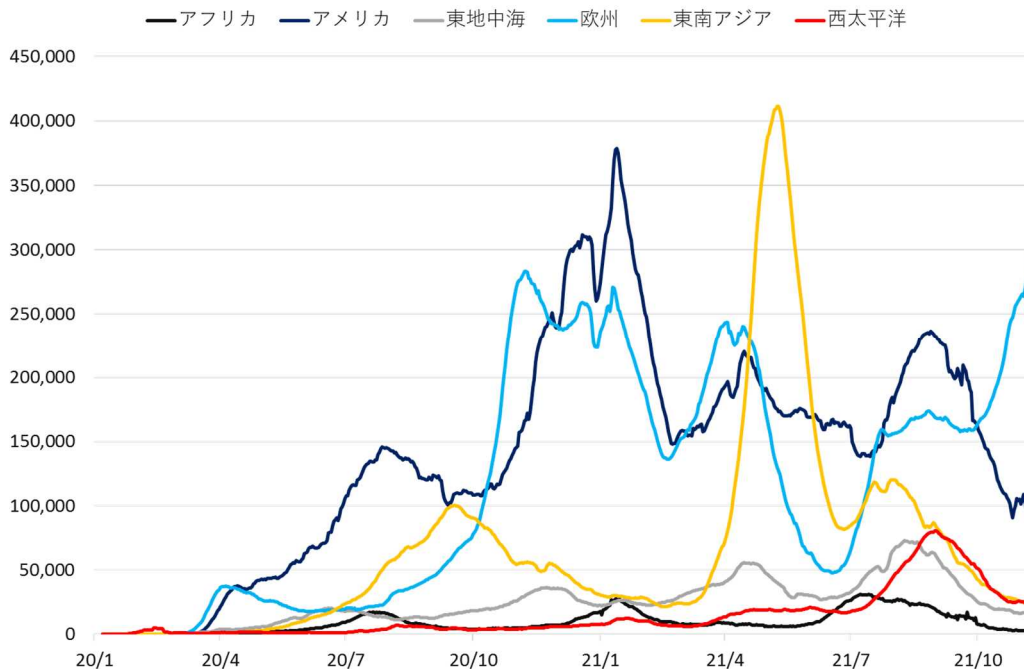
また、時系列別に見ると、2020 年半ばから後半にかけて、欧州とアメリカで感染者数が増えた後、ワクチン接種が進んだことでこれら地域の感染者数が減少した一方、インドを中心とした東南アジアの感染者数が 2021 年春から急増し、このデルタ株により、ワクチン接種が進んでいた欧州やアメリカでも 2021 年夏頃から感染者数が再び増加に転じた【図表 3】。なお、地域別のワクチン接種率にはなお大きな開きがある【図表 4】。

図表 2 世界における人口 10 万人当たりの COVID-19 による死者数⁵



(資料) 図表 1 に同じ。

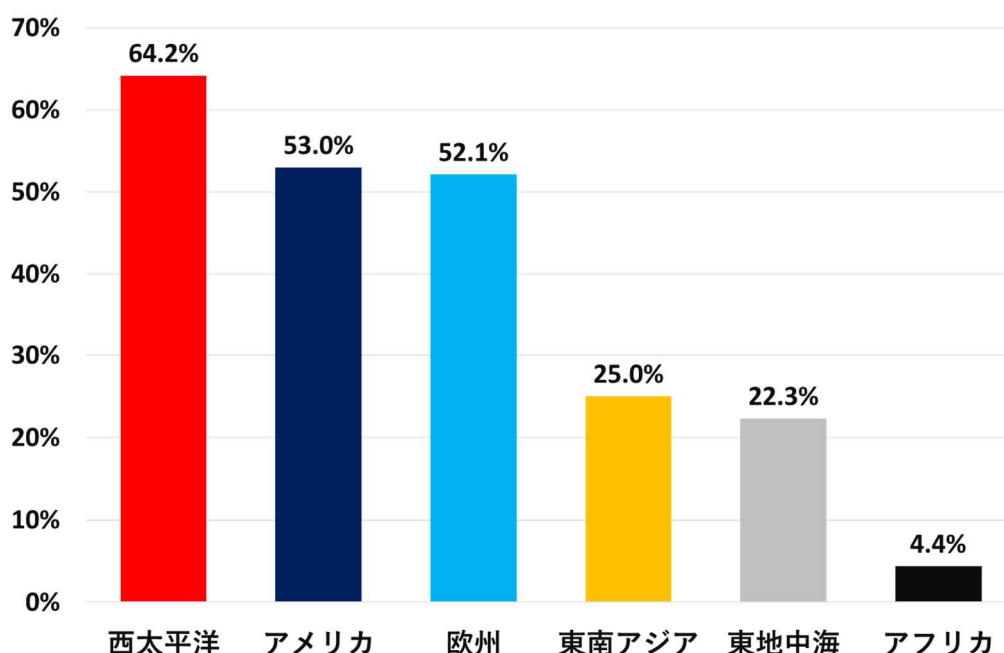
図表 3 地域別の新規感染者数 (7 日間移動平均)



(資料) 図表 1 に同じ。

⁵ 対象国は、各地域における死者数上位 5 カ国。地域区分は WHO による。

図表 4 地域別ワクチン接種率



(資料) 図表 1 に同じ

2. アメリカの状況と政策対応等

「海外レポート第 11 号」でも触れたが、アメリカは、世界最多の感染者数・死亡者数を出しており、特に 2020 年春先は失業率が 15% 近くに達するなど、経済に大きな打撃を受けた。しかし、その後は V 字回復し、2021 年に入ってからワクチン接種の進展により経済活動が本格的に再開する中、住宅市場も活況を呈している。住宅市場では、2020 年の春先に大きく低迷した後、テレワークの拡充に伴い、郊外に広い住宅を求める動きが広がり、住宅着工戸数、中古住宅取引件数とも V 字回復を遂げており、住宅価格も過去最高を更新している。住宅ローン金利の低下が住宅市場を下支えしており、FRB（連邦準備制度理事会）の金融緩和策がこれを後押ししている。

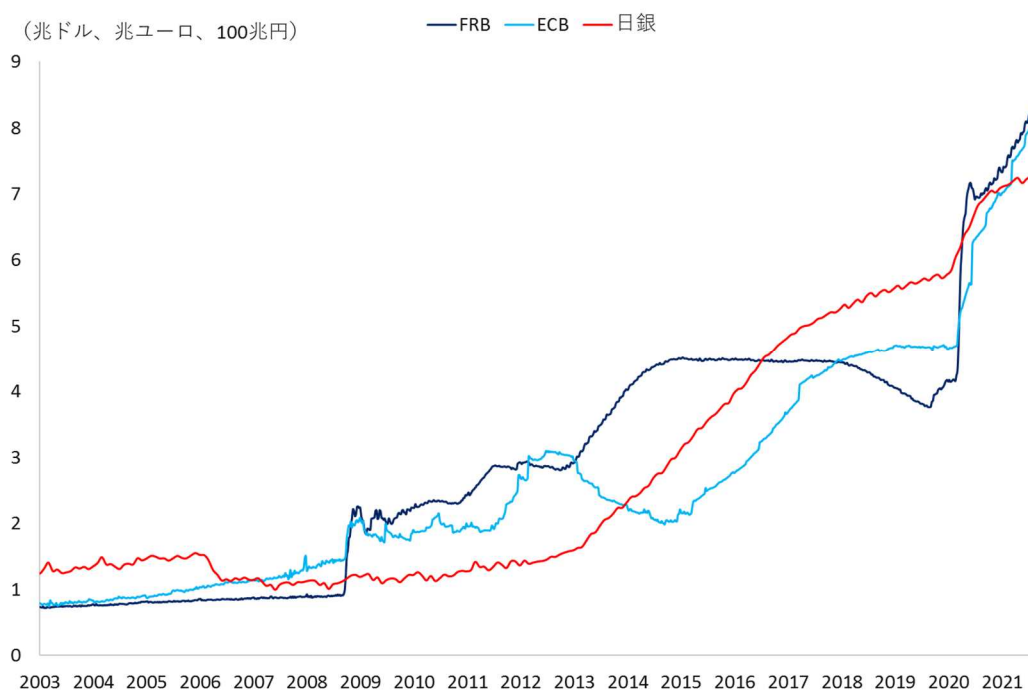
2020 年の危機的な状況の中でも、利用実績は少なかったものの、政府系金融機関がセーフティーネットを提供したことで、リーマン・ショック時のような金融危機に陥ることを回避できた。また、日米欧ともに中央銀行は、リーマン・ショック時と比較しても迅速に流動性を供給した【図表 5】。

また、ファニーメイ、フレディマック、ジニーメイといった政府系の住宅金融機関も、様々な措置を講じている。事業者に対して資金繰りを支援していることに加え、住宅ローン債務者に対しても、COVID-19 で返済が困難となった場合には抵当権実行の猶予や返済方法の変更等の支援を講じている。2020 年第 1 四半期の決算において、ファニー

メイ、フレディマックはこれらの信用関連費用の増加で大幅減益となったが、第2四半期以降は増益基調が回復している。なお、ファニーメイとフレディマックの監督機関である連邦住宅金融庁（FHFA）の長官として両社の自己資本を増強して再上場を目指した Mark Calabria 博士は、トランプ政権で任命された後、バイデン政権に移行した後も長官職に止まり続けたが、2021年6月の最高裁判決を受け即日罷免された。その後の住宅系の政府支援企業（GSE）改革の動きについては、明確な方向性は出ていない。

また、ジニーメイにおいては、2020年3月以降、ジニーメイ MBS の裏付け資産となっている住宅ローン債権の延滞率も上昇した。債務者支援を行うことで手元流動性資金が不足したサービサー（ジニーメイ MBS 元利金の支払い者）にジニーメイから資金を貸与できる PTAP（Pass-Through Assistance Program）による貸付を実施したが、少額に留まった【図表6】。

図表5 日米欧の中央銀行の総資産の推移



(資料) FRB、ECB、日本銀行より

図表6 ジニーメイ MBS プールの延滞率と PTAP 貸与残高

	2020年3月	2020年6月	2020年9月	2020年12月	2021年3月
延滞率	6.14%	11.72%	11.19%	10.27%	8.35%
PTAP貸与残高	USD0.8百万	USD4.0百万	USD4.8百万	USD0.9百万	USD0.9百万

(資料) ジニーメイより

2007 年半ば頃からサブプライム問題が深刻化する過程では、住宅価格が下落する中で返済困難に直面した債務者への差押が急増し、住宅価格の下落に拍車をかけた。そして、それらの住宅ローンを担保に発行された民間の証券化商品（PLS⁶）が欧州をはじめとする世界の投資家に販売され、誰がいくら持っているのかわからないという疑心暗鬼が市場の流動性を蒸発させ、世界金融危機へと伝播していった。

今回は、住宅ローンの返済に窮した債務者に返済条件変更等の支援を差し伸べることで、住宅市場の崩壊を防ぐとともに、証券化商品の大部分が公的な信用補完の付与された Agency MBS となっていたことで、金融市場も安定的に機能し続けたことが前回とは異なる。リーマン・ショックの反省が活かされたとも言えよう。

一方で、市場への衝撃が緩和され、回復が急激だったことから、住宅需要に供給が追いつかず、木材価格が高騰する「ウッドショック」も引き起こした【図表 7】。米国における木材価格の高騰は、一定割合を輸入に依存している日本の住宅市場にも影響を及ぼすことが懸念されるが、現時点において、木造住宅の建設工事費予定単価等に明確な上昇の兆しは観測されていない。アメリカにおける木材価格高騰も、沈静化しつつあるようにも見受けられるが、今後の動きには引き続き注視が必要であろう。

FRB は 2021 年 11 月の連邦公開市場委員会で量的緩和の縮小を発表した。インフレ率の高まりは条件付きながら一時的という判断を維持したが、その後発表された 2021 年 10 月のインフレ率は 6.2%と約 30 年ぶりの水準となった。2022 年以降に実施されると見込まれている利上げがどの程度の速度となるか、注視される。

図表 7 アメリカの木材価格指数（2000 年 1 月=100）



（資料）米労働省 PPI Commodity Data より

⁶ Private Label Securities の略。

3. アジア諸国の状況と政策対応等

JHF は 2014 年に設立されたアジア証券化機関連合（ASMMA）に設立当初から加盟している。2014 年以降、各国持ち回りで年次総会を開催してきており、2020 年は 9 月にカザフスタンで開催される予定だったが、COVID-19 の影響で中止となった。2020 年 12 月 11 日、ASMMA の WEB 会議で、各機関の COVID-19 への対応について、情報共有・意見交換を行った。

前述のとおり、アジア諸国の COVID-19 の感染状況は国により差はあるが、総じて欧米と比較すると感染者、死亡者ともに少ない。しかし、感染防止のために、外出規制等の厳しい措置を講じている国が多く、多くの機関において、返済困難者対策等の措置を講じているが、COVID-19 の感染状況の差もあり、対応の程度には温度差がある。以下、詳細に見ていく。

(1) ASMMA 加盟国等の感染状況等

2021 年 11 月 10 日時点における ASMMA 加盟国の感染者数、死亡者数等について、感染者数の順に【図表 8】に示した。人口当たりで見ると、感染者数はパキスタンが、死亡者数は韓国が最小となっている。ワクチン接種率は日本、韓国、マレーシアで 70%を超えている一方、ミャンマーとキルギスは 10%台にとどまっている。

図表 8 ASMMA 加盟国等の感染状況等

	累計		人口10万人当たり		ワクチン接種率
	感染者数	死者数	感染者数	死者数	
インドネシア	4,249,323	143,592	1,554	52	27.5%
フィリピン	2,806,694	44,567	2,561	41	24.5%
マレーシア	2,516,255	29,427	7,774	91	72.5%
タイ	1,989,473	19,826	2,850	28	44.3%
日本	1,724,514	18,316	1,364	14	71.3%
パキスタン	1,277,560	28,558	578	13	20.1%
カザフスタン	1,032,244	17,396	5,497	93	39.8%
ミャンマー	508,591	18,855	935	35	13.0%
韓国	385,831	3,012	753	6	75.4%
モンゴル	353,476	1,756	10,782	54	65.3%
キルギス	181,982	2,694	2,789	41	11.4%

(資料) 図表 1 に同じ

(2) ASMMA 加盟国等の経済対策等

1) 中央銀行による金融緩和

日本は、日本銀行が 2016 年に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、その後も累次の緩和策を実施しており、利下げの余地が乏しい中、2020 年 3 月に「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペ」を導入している。

アジア諸国においては、キルギスを除く ASMMA 加盟国等において政策金利の引き下げを行っている。また多くの国において、政策金利の引き下げに加えて、銀行に対する資本規制、流動性規制等の基準を緩和する措置も同時に行われている。

例えばフィリピンでは、5 回にわたって政策金利を段階的に合計 2%引き下げるとともに、銀行等に求められている預金準備率も 2%引き下げている。また、融資促進を目的に中小企業向け融資のリスクウェイトの引き下げ、消費者の延滞記録の一時的な免除等を行っている。

カザフスタンを例にとると、中央銀行による政策金利の引き下げに加えて、金融機関規制当局により、銀行に対する資本規制、流動性規制等の緩和措置が行われたが、中央銀行による銀行に対する流動性補完措置は実施されていない模様であり、コロナ禍にあっても同国内の資金供給がひっ迫していない可能性がある。

ASMMA 加盟国等の中央銀行の金融緩和及び財政出動等の状況等は、図表 9 に概略をまとめている。

2) 財政出動

日本は、感染拡大の防止と社会経済活動の両立の観点から、2020 年 4 月に事業規模 117.1 兆円程度、財政支出 48.4 兆円程度の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～（令和 2 年 4 月 7 日、令和 2 年 4 月 20 日変更）」を発表した。同年 12 月には、事業規模 73.6 兆円程度、財政支出 40.0 兆円程度の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日）」を発表している⁷。

アジア諸国においても、景気下振れを抑制するため、対 GDP 比で相当な額の財政出動を行っている。

アジア開発銀行（ADB）は、パンデミックによる各国政府の財政支出及び各国中央銀行及び金融機関規制当局による金融支援策の総額を調査し、当該総額の対 GDP 比率を公表している。例えば香港は、対 GDP 比 55.91%の財政及び金融支援を行っていることとされ、日本を除く今回の調査対象とした ASMMA 加盟国等の中では最大となっている。なお、香港の財政による具体の支援策は、保健衛生支援、居住者への現金給付、雇用創出支援等である。

同報告によると、マレーシアが対 GDP 比 43.50%の財政及び金融支援を行っていることとされており、今回の調査対象では香港に次ぐ高い比率となっている。財政による具体の支援策は、観光業及び中小企業に対する免税措置、従業員向け給付金支給、観光への支出に対する個人所得税控除等である。

(3) 各国の政府系住宅金融機関等による対応

ASMMA 加盟機関において、返済困難者対策等の措置を講じており、以下は JHF

⁷ その後、2021 年には財政支出 55.7 兆円規模の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）」も発表された。

による当該機関へのヒアリングを主とする調査概要である。

情報を入手できなかったミャンマーを除き、全ての ASMMA 加盟国等（計 8 ヶ国及び香港）において返済額繰延といった返済猶予措置を実施している。貸付元本減免措置を行った国は、香港を含めてなかった。金利減免措置を行っているのはインドネシアとタイの 2 ヶ国のみであった。

返済猶予期間が最も短いのはフィリピンの 2 ヶ月で、National Home Mortgage Finance Corporation (NHMFC) は差押を受けた債務者等を除き、全ての債務者に対して自動的に返済猶予措置を 2020 年に実施した。加えて、個別債務者が申請を行えば、最大 3 ヶ月の返済猶予が認められる返済猶予措置も実施した。

パキスタンは、調査対象国の中で最長の返済猶予期間となる 12 ヶ月を適用しているものの、同国の財政支出及び金融支援の総額の対 GDP 比率は 8.35%と低く、国民一人当たりの同支援額は 97 米ドル程度と少ないことから、債務者支援について個別金融機関に依存せざるを得ない国の財政及び金融事情が伺える。

韓国も調査対象国の中で最長の返済猶予期間となる 12 ヶ月を適用している。同国の政府系金融機関で住宅ローンの買取を行っている Korea Housing Finance Corporation (KHFC) は、一時的な延滞金利の減免及び追加保証料の減額等も行っている。

マレーシアは、当初 2020 年 4 月から 9 月までの期間、個人、中小企業、自営業者に対して、住宅ローンを含む全てのローンについて 6 ヶ月間の返済猶予を認めていたが、失職者等に対する融資返済猶予を 3 ヶ月延長する追加措置を導入しており、経済状況が好転せず、債務者の返済状況の悪化に拍車がかかった可能性がある。

タイでは、中低所得者向けに住宅ローンの直接融資を行っている政府系金融機関である Government Housing Bank (GHB) が同行の返済支援を初めて受ける債務者及び同行が不良債権に分類した債務者に対して、6 ヶ月の返済猶予を認めている。民間銀行においても猶予期間は不明だが類似の返済猶予措置を導入している。

インドネシアでは、同国で低中所得者層向けに直接融資を行っている政府系金融機関である PT Bank Tabungan Negara (BTN) において、COVID-19 の影響を受けた債務者に対して 12 ヶ月の返済猶予を行っているほか、同国でリテール金融を展開している民間金融機関の PT Bank HSBC Indonesia では、同国の金融監督機関である Financial Services Authority が主導する 12 ヶ月の期間延長または 3 ヶ月の返済猶予を適用している。

カザフスタンでは、全ての銀行において、保有する貸付金に対する 3 ヶ月の支払い猶予期間の設定が行われた。債務者はオンラインで申請することで、返済猶予を受けることが可能となっている。

キルギスでは、政府系金融機関であり、中低所得者向け住宅ローンの買取と証券化を行っている State Mortgage Company (キルギス SMC) において、申し出のあつ

た債務者を対象に、審査を行った上で3ヶ月以上の返済猶予を認めている。

香港で住宅ローンの買取と証券化を行っている Hong Kong Mortgage Corporation (HKMC) は、キルギス SMC と同様に債務者からの申請と審査を行った上で、6ヶ月から12ヶ月の返済猶予を認めている。

モンゴルでは、住宅ローンの利用者のうち、申請のあった者に対して6ヶ月の返済猶予を認める措置を行っている。ADB の報告によれば、2020年6月時点で6ヶ月の返済猶予の対象となった同国の住宅ローンの総額は5千億トゥグリク（約1,320億円）に達している。

国によって対応に差はみられるが、返済困難者対策のコストとして、延滞率が上昇し、財務への影響が出ている国もある。モンゴルは COVID-19 の国内感染拡大防止を目的に2020年1月には教育機関の閉鎖を決定する等、厳しい行動制限を課している。その影響を受け、モンゴルの政府系金融機関である MIK の持ち株会社 MIK ホールディングスの2020年1月－9月期の9ヶ月間の決算内容は、金融資産の減損額が98.4億トゥグリク（約25.6億円）と2019年同期の39.1億トゥグリク（約10.2億円）から2.5倍へと急増した結果、税引き後当期利益がマイナス169.3億トゥグリク（約マイナス44.0億円）となり、2019年同期の175.2億トゥグリク（約45.6億円）から大きく悪化している。

図表9 各国の対応状況概略

	財政支出及び金融緩和・支援策			中央銀行による金融緩和策			個人等への金融支援策		
	総額	対GDP比	国民1人あたり金額	流動性供給	法定準備金率等引下	政策金利引下	返済猶予	貸付元本減免	貸付金利減免
	百万米ドル	%	米ドル						
日本	3,578,303.93	71.22%	28,339.70	○	×	×	○	×	×
インドネシア	115,334.32	11.35%	426.18	○	○	○	○	×	○
フィリピン	30,721.62	8.70%	284.15	○	○	○	○	×	×
マレーシア	143,302.76	43.50%	4,485.25	○	○	○	○	×	×
タイ	105,799.93	21.63%	1,519.56	○	×	○	○	×	○
パキスタン	21,006.81	8.35%	97.00	○	○	○	○	×	×
カザフスタン	23,799.24	14.42%	1,285.48	○	○	○	○	×	×
ミャンマー	98.64	0.12%	1.83	○	○	○	—	—	—
韓国	265,190.87	16.81%	5,128.51	○	×	○	○	×	×
モンゴル	3,925.71	29.28%	1,217.21	○	○	○	○	×	×
キルギス	884.39	11.47%	136.97	○	○	×	○	×	×
香港	195,170.57	55.91%	25,997.10	○	○	○	○	×	×

○ 実施あり、× 実施なし、— 不明

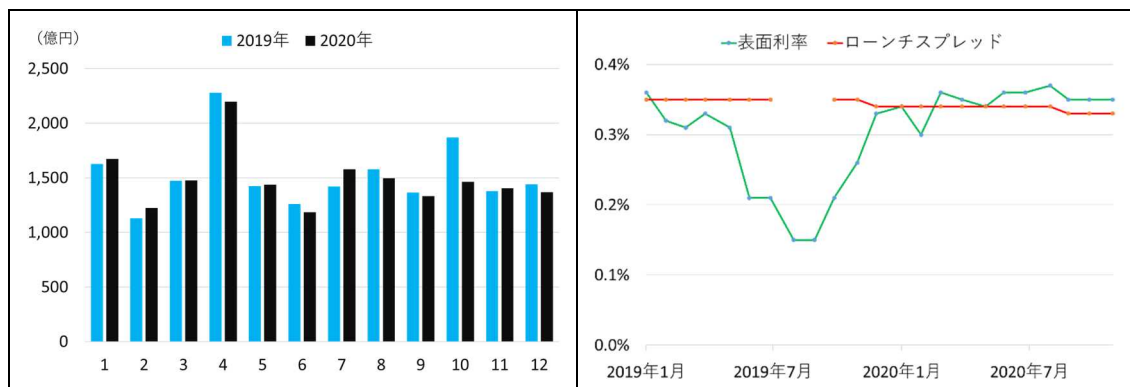
(資料) ADB COVID-19 政策データベース、JHF ヒアリング調査及び参考文献より

JHF においては、COVID-19 の影響による貸倒損失に備えて2019年度決算で貸倒引当金を積み増した結果、当期総利益は前年度の2,044億円から1,514億円に減少した。その後、2020年度の貸倒実績等を基に見直した結果、貸倒引当金戻入等が発生し、2020年度の法人全体の当期総利益は2,410億円となっている。この状況はフ

アニーメイ、フレディマックと同様である。

日本の資本市場に混乱はなく、JHF においても資金調達に支障は生じておらず、JHF の月次 MBS の発行額は 2019 年と比較して 2020 年もほぼ同水準で推移しており、発行条件決定時の表面利率、ローンチスプレッドともに安定的に推移している【図表 10】。

図表 10 機構 MBS の発行額と発行条件⁸の推移



(資料) JHF より

4. まとめ

本稿執筆時点において、世界の COVID-19 の感染者は 2 億 5 千万人、死者は 500 万人を超えた。2020 年の春先は、多くの国でロックダウンが実施され、経済活動は大きく停滞した。日本の同年 4 - 6 月期の GDP の落ち込みは瞬間的にリーマン・ショックを超え、戦後最大の落ち込みとなった。しかし、リーマン・ショック後の世界金融危機の経験も踏まえ、各国において、財政面、金融面で迅速かつ包括的に対策が措置された結果、経済活動へのダメージは比較的早期に沈静化し、その後、2021 年に入りワクチン接種も進む中、日本では 2021 年夏に東京オリンピック・パラリンピックも開催された。足元では第 5 波も収束し、経済活動再開への期待も強まっている。

そうした中で、特にリーマン・ショック時はアメリカの住宅市場、証券化市場に注目が集まったが、今回は各国の政府系金融機関において、程度の差はあれ、返済困難者対策等の対応が措置されたことは注目に値するだろう。国によっては、民間金融機関も一定に返済条件変更等に応じてきたと思われ、そのことが金融システムの健全性を維持する上でも寄与したと思われる。

現時点において、コロナ後の住宅市場、金融市場の方向性を見定めるのは難しい。気候変動対応、人口動態等、様々な要因が複雑に絡む中であって、住宅も含め、ポストコロナに向

⁸ 2019 年 8 月及び 9 月においては、設定した下限金利で条件決定している。

けた社会のあり様が大きく変貌する可能性があり、各国の動きについては引き続き注視していきたい。

※本稿において意見に係る部分は執筆者個人⁹のものであり、JHF のものではない。また、記載の数値等に関しては、可能な限り正確な内容を記載しているが、時点更新等により内容変更が生じる可能性があるため、正確性及び再現性の保証はできない。

<参考文献>

小林正宏・木村考博「海外レポート第 11 号コロナ感染拡大後の米住宅市場動向について」
(JHF ホームページ：<https://www.jhf.go.jp/files/400354046.pdf>)

Asian Development Bank, COVID-19 Policy Database：<https://covid19policy.adb.org/>

なお、統計値は 2021 年 10 月 25 日時点

インドネシア PT Bank HSBC Indonesia COVID-19 Relief：

https://www.hsbc.co.id/1/PA_esf-ca-app-content/content/indonesia/home/important-notice/covid-19/cvdpg_cr_en.html

フィリピン BANGKO SENTRAL NG PILIPINAS, “BSP UNBOUND Central Banking and the COVID-19 Pandemic in the Philippines”

フィリピン NHMFC, “Payment Moratorium/Grace Period for NHMFC Borrowers” October 26,2020

マレーシア Bank Negara Malaysia, “Measures to Assist Individuals, SMEs and Corporates Affected by COVID-19”

マレーシア Bank Negara Malaysia, “Banks to provide loan repayment flexibility to borrowers affected by COVID-19”

マレーシア 独立行政法人日本貿易振興機構 アジアにおける新型コロナウイルス対応

マレーシア 短期経済回復計画：施策一覧

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/pdf/my_plan_list.pdf

タイ 独立行政法人日本貿易振興機構 アジアにおける新型コロナウイルス対応

⁹ 日本、米国、全体のとりまとめは小林正宏、アジアのとりまとめは伊達裕治、インドネシアは田島祥太郎、フィリピンは野村あすか、マレーシア及びタイは木村考博、パキスタン及びカザフスタンは伊達裕治、ミャンマー及び韓国は柴谷裕之、モンゴル及びキルギスは新村昌、香港は深田豊が担当している。

タイ タイにおける新型コロナウイルスに関連する支援措置リスト

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/th/list0421.pdf

パキスタン Dawn, “ECC rolls over Rs352bn of Covid-related stimulus package”, Khaleeq Kiani

パキスタン United Nations, “COVID-19 PAKISTAN SOCIO-ECONOMIC FRAMEWORK (14 MAY 2020)”

カザフスタン Asian Development Bank, “Banking Sector of Kazakhstan under COVID-19 Crisis”,

Dinara Tazetdinova

モンゴル MIK Quarterly financial report, “MIK Holdings” JSC 3rd Quarter Reports / As of 2020.09.30/ PDF